第十一期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
資産の部計	三、一九二、三四五
負債の部	
負債及び正味財産の部	二、二七八、八九五
正味財産の部	九一三、四五〇
負債及び正味財産の部計	三、一九二、三四五

平成二十六年五月二十一日

東京都墨田区東向島六丁目三七番四号

一般社団法人アクティブケアアンドサポート

代表理事　小池　一歩

第三十六期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	一、四五二、四五五
固定資産	二三二、九四三
合計	一、六八五、三九九
負債及び純資産の部	
流動負債	一、二七四、四五九
役員賞与引当金	一〇、一〇〇
その他	一、二六四、三五九
固定負債	一四八、八〇九
退職給付引当金	一三〇、〇一一
役員退職慰労引当金	一八、七九七
株主資本	二六二、一三〇
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	二五二、一三〇
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	二四九、六三〇
（うち当期純利益）	（四四、二六九）
合計	一、六八五、三九九

平成二十六年六月六日

東京都港区浜松町一丁目一八番一六号

株式会社ジェブ

代表取締役　小森　秀二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道千歳市住吉四丁目六番、最後の住所北海道千歳市住吉二丁目一〇番一七号

被相続人　亡　横山　知生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

事務所北海道千歳市千代田町六丁目七番地二駿河千代田ビル六階　千歳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙田周一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡雄武町字雄武一三七九番地、最後の住所北海道紋別郡雄武町字雄武一二一番地の一　被相続人　亡　田原　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

北海道紋別市本町四丁目一番一六号紋別経済センター二階

相続財産管理人　弁護士　近藤　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町中央町二二〇番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町飯岡第六地割一〇〇番地五

被相続人　亡　前川　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

岩手県宮古市藤原一丁目三番三二号

相続財産管理人　横道二三男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市姫子二丁目一六〇番地一三、最後の住所茨城県水戸市姫子二丁目一六〇番地の一三　被相続人　亡　小田木千昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

事務所茨城県水戸市南町二丁目五番二四号

榎澤本店ビル四階石橋・大塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市立野一一二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鳴島　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

事務所千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷一―七―三〇　新鎌ケ谷センタービル三階　かまがや総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯嶋　孝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市飯野三七二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　荻野　通幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通二丁目六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松葉　壽美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

愛知県犬山市松本町二丁目六〇番地ロワールハイツ二〇一

相続財産管理人　安田庄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市善根寺町一丁目六〇一番地、最後の住所大阪府東大阪市善根寺町一丁目二番三五号　被相続人　亡　柳本　昌昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市大字下境四七一〇番地、最後の住所大阪市東淀川区上新庄二丁目二〇番四五号ハイツサンロード一〇一号

被相続人　亡　井澤　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月六日

大阪府大阪市北区西天満五丁目一四番七号和光ビル六階

相続財産管理人　弁護士　藤井　薫

平成25年度決算公告

平成26年5月25日

京都市東山区正面通本町東入茶屋町527番地

一般社団法人清風会

理事長　武藤　治太

貸借対照表の要旨

（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,305
	固定資産	34,700
	合計	48,005
負債及び正味財産の部	流動負債	7
	一般正味財産	47,998
	合計	48,005